

# アメリカのアクレディテーションをめぐる 近年の状況

—高等教育法改正案を中心に—

前田 早苗

千葉大学国際教養学部教授

[キーワード]

高等教育法、アクレディテーション、PROSPER 法、  
CHEA

## はじめに

アメリカの高等教育の質保証制度として定着しているアクレディテーションのあり方を左右する、高等教育法（Higher Education Act）の改正に向けた動きが活発になっている。アメリカでは、学生個人を対象とする連邦奨学金の受給資格は、連邦教育長官に承認（recognition）されたアクレディテーション団体に認定（accreditation）された教育機関に籍を置くことにある（図1参照）。

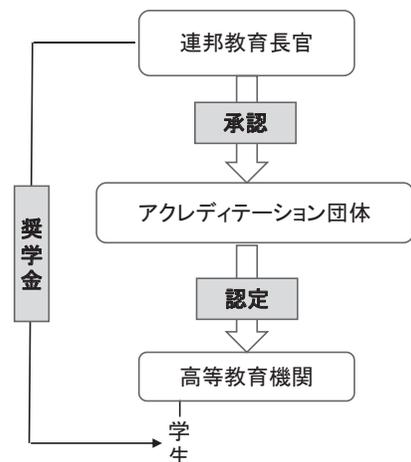
その連邦奨学金を規定している法律が高等教育法であり、連邦教育長官による承認だけでなく、アクレディテーション団体による認定のあり方についても相当程度、定められている。法曹養成、MBA などのプログラムアクレディテーションを実施している団体は、必ずしも教育長官の承認は必要ないが、大学を総体として評価する機関別アクレディテーション団体は、この承認を得られないと団体そのものの存続に関わる事態となる。

2017年12月、高等教育法改正のための PROSPER 法案（The Promoting Real Opportunity, Success, and Prosperity through Education Reform – 教育改革による実質的な機会、成功、繁栄の促進）が、下院教育労働力委員会（House Committee on Education and the Workforce）バージニア・フォックス委員長

から提出された。共和党のフォックス氏は、委員長就任直前の新聞のインタビューに対して、彼女のゴールはトランプ政権に協力することであり、連邦政府の支出を削減し、高等教育への連邦政府の関与を制限して、政府による規則の制定を阻止すると語っており<sup>1</sup>、法案にはその考え方が、反映されている。

もともと、高等教育法は5年で見直しが行われることになっているが、議会が5年後に再授権（reauthorize）法案を可決しなければ自動的に1年間延長される。1965年制定以来、1968、1972、1976、1980、1986、1992、1998、2008年と改正の間隔が近年は長くなっていて、2008年の改正はアクレディテーションをめぐる紛糾したためか、その前の改正から10年後であった。今回も既に2008年から10年を経過しようとしている。2008年の改正や今後の改正に向けての議論をみる

図1 アメリカにおける連邦奨学金受給の仕組み



と、高等教育の規模の拡大による政府の財政負担の問題や高等教育の多様化・複雑化が、高等教育の質とその保証のあり方と財政援助の方式とを結びつけることを難しくしていることが見て取れる。

本稿では、まだ可決されていないものの、このPROSPER法案を手がかりに、連邦議会や政府が高等教育の何を課題と考え、そのことがアクレディテーション制度にどのような影響を及ぼすのかについて、法案を確認するとともに、法案に対する意見を、高等教育認定審議会（Council for Higher Education Accreditation, 以下CHEAと記す）の公表する文書を中心に考察する。

CHEAは、連邦政府とは別に民間の組織としてアクレディテーション団体の承認を行っており、3,000を超える大学を会員とする全米最大の大学団体である。アクレディテーション団体がCHEAの承認を得ることは、連邦教育長官の承認のような具体的なメリットをもたらすものではないが、承認を受けているアクレディテーション団体の多さ<sup>2</sup>から、CHEAの承認を受けることがそのアクレディテーション団体自身の信用につながるという考え方が定着していることがわかる。CHEAは、その活動目的として第1に、アクレディテーションと質保証について連邦議会及び連邦教育省へ意見表明を行うことを挙げており、大学を代表して政府に要望書提出を行うと共に、会員大学に対して政府の動きを詳細に伝える役割を重視している。

## 1 PROSPER 法案

PROSPER法案がどのようなものなのか、前出の下院教育労働力委員会が公表している同案の概要<sup>3</sup>をもとに見ていこう。

まず、法案提出の背景として、高等教育法は1965年以来、中等後教育を受ける学生や高等教育機関に対して、連邦政府による支援を提供してきたが、高等教育法はもはやその役割を果たせなくなったとしている。前回（2008年）の同法の改正以来、アメリカは経済危機に直面しており、高等教育の状況は大きく変化している。景気後退から10年経過した時点で、アメリカは600万人の熟練労働者の不足に直面し、2022年にはそ

れが1,100万人に達すると予測している。同時に、学生は授業料の高騰の影響を受け、学生の抱える負債の総額は1兆ドルを超える。

学生が成功を収めるために必要なスキルを得て社会に出られるよう、手頃な価格の高等教育を修了する必要がある、そのための改革をしなければならないとして、より多くのアメリカ人に成功をもたらすための4項目を改正の柱としてあげている。それぞれの概要は以下の通りである。

### (1) イノベーション、アクセス、修了の促進

第1に、産業界主導の高賃金、高技能、高需要のキャリアにつながる職業教育プログラム（industry-led earn-and-learn programs）を開発し、学生を積極的に参加させること、職業訓練のような短期のプログラムもペル奨学金の対象とすることなどにより、大学は職業固有のプログラムを開発して人材育成の強化を図る。アクレディテーション団体は、理事会に少なくとも産業界の代表者を1名は参加させる。

第2に、革新的な学修を促進させるために、従来の遠隔教育の厳格な定義をやめて教育機関が中等後教育の革新的な提供方法を開発することを可能とすること、学生が履修時間に関係なく、自身の学修スケジュールに基づいてより低コストで学位を取得できるよう、コンピテンシーベースの教育を奨励する。

第3に、大学へのアクセスと修了をさらに容易にするために、ペル奨学金の対象学生に、1セメスターあたり15単位を履修すると300ドルのボーナスを支給する。また、連邦TRIOプログラム（低所得者、第一世代の大学生、障がい者等を支援するプログラム）へのアクセスの機会を増す。そのために最低でも10パーセントの資金を確保する。

### (2) 連邦奨学金制度の簡素化と改善

学生援助プログラムをOne Grant、One Loan、One Work-Studyに合理化する。

Grant（給付型奨学金）については、最も規模の大きいペル奨学金に集約する。受給者の奨学金の使用状況を毎年確認する。学生にとって奨学金の最良の選択肢を決めるための混乱を緩和する。また、FAFSA（連邦奨学金の無料申請システム）を簡素化する。

Loan（貸与型奨学金）については、これまで6種あったものを、借り手のカテゴリー（学部学生、大学院生、両親）ごとに1種類の無担保ローンとする。確実な融資を実施するために、学部、大学院、親の借入に関する合理的な限度額を設定する。

ワークスタディについては、従来のワークスタディプログラムに変えて、ペル奨学金と学部生の必要性に基づいて均等に配分する。ペル奨学金の受給率が高いか、前年度から大幅に改善された教育機関に対しては、最高で1億5,000万ドル用意する。これは、学士の学位を志望する学生に焦点を当てている。

(3) 学生とその家族が情報に基づいた意思決定を行えるようにすること

連邦政府の財政援助が利用できることを遅くとも高校2年までに通知する。また、モバイルアプリを通じて学生と親が連邦援助の見積額を確認できるようにする。

(4) 説明責任の強化と連邦政府の役割の限定

アクレディテーション団体に対する連邦政府の要件を簡素化し、アクレディテーションにおいて学生の学習成果の評価に焦点を当てる。そのために、現在の10の法定のアクレディテーション基準（大学のミッションからみた学生の成功、カリキュラム、教員、施設・設備、財務・管理運営、学生支援サービス、学生受け入れ、プログラムの長さ、学生からの苦情の記録、高等教育法を根拠とする学生ローンの返済不履行率の記録と大学の責任）を、教育機関の成功を学生の学習や教育の成果から評価するというただ1つの基準に置き換える。アクレディテーション団体は、認定した教育機関やプログラムが、学習・教育成果からみてミッションを達成することが困難にならないよう、毎年、教育機関やプログラムを確認することをもって、教育長官の関与なしに、教育機関のアカウントビリティを強化する。

学生の選択を制限し教育機関による革新的な活動を妨げている連邦による規制を排除する。学生、家族、政策立案者に有用な情報を提供できておらず、大学の費用負担を増大させている報告要件を廃止または合理化する。

教育長官が高等教育法と矛盾する条件を定義し、または法律で明示的に認められていない要件を教育機関や州に追加することを禁止する。

これらが、法案の主な改正点として示された内容である。ここで注目すべきは、奨学金の合理化と規制緩和である。これまで、学生の利益を守るために厳格化への道をたどってきた政策に対して、規制緩和によってイノベーションを起そうという、これまでとはまったく異なる考え方をとっている。

## 2 マスコミの反応

マスコミはこの法案提出をどのように伝えているのだろうか。

全米で発行部数第1位の経済紙ウォール・ストリート・ジャーナルは、「このプランの最も劇的な要素は、1兆3400億ドルの連邦学生ローンプログラムの抜本的改革である。両親と学生向けの貸付金に上限を設定し、10年間返済を継続した公務員の返済免除プログラムをも廃止するものである」と伝えている。このほかにも、法案は敗者と勝者を生み出すであろうこと、大学は代替的（alternative）な教育提供者と新たな競争をはじめなければならないこと、黒人や少数民族のための教育機関には新たなルールが付加されること、コミュニティカレッジはプライベートセクターと組んで実習プログラムを始めることで多くの資金を獲得するであろうことを伝えている<sup>4</sup>。

同じく発行部数第2位でトランプ政権に批判的なニューヨークタイムズは、オバマ政権が所得に応じて補助金を得られるよう、支援を拡大してきたのに対して、新しい法案はオバマ時代の保護システムを後退させるとしているほか、営利目的の教育機関の問題に関するオバマ時代の“gainful employment（十分な収入の得られる雇用）”と“borrower defense（連邦ローンの借り手の保護）”の規則<sup>5</sup>を見直すとしており、オバマ政権下で完成された学位に必要な「単位時間」<sup>6</sup>という定義も削除されるだろうとしている<sup>7</sup>。

これまででは、数種の奨学金や貸付金を組み合わせることで、所得に応じて様々な奨学金等を獲得できるよ

うになっていたが、それが複雑すぎて、学生や親にとってはどの組み合わせが最も有利なのかがわかりにくいという欠点があった。新しい法案では、これをひとつにまとめることで判りやすくしようということだが、わかりやすい分、上限が容易に設定できることになるという問題も指摘されている。

上記2紙の論調はPROSPER法案を歓迎するものではなく、政府による財政援助のあり方が劇的に変わることで、そこから生れる助成金額の減額や、オバマ政権時代の政策をくつがえすものであることへの批判が取り上げられている。学位につながらない職業訓練プログラムにも援助が行われることを歓迎するコメントはあまり見られない。

また、ア krediteーションは少なからず影響を受けることになるのだが、一般紙では扱われていない。

### 3 CHEAの政策文書

冒頭で紹介したCHEAは、法案が下院教育労働力委員会で検討に付されている段階で、「ア krediteーションに対する規制緩和」と題した政策文書を2017年4月に公表した<sup>8</sup>。トランプ政権のもと、新しい議会が発足し、規制緩和が重要なテーマとなったことを捕らえ、ア krediteーションに関する規制緩和に強い意欲を示している。規制緩和によってア krediteーションの機能強化のための3つの目標が達成できるとしているからだ。その3つとは、

- ・学生の保護：ア krediteーションの厳格性を強化し、高等教育機関やプログラムについてのより広くてわかりやすく使いやすい情報を提供する。
- ・イノベーションの推進：伝統的な高等教育提供者に対する質の評価の新鮮なアプローチを奨励し、新しい高等教育提供者や新しい資格に質の高い評価を展開する。
- ・ア krediteーションの強みの維持：教育機関やプログラムにおける学術のリーダーシップ、ピアレビュー、学問の自由への取り組みを維持し、強化する。

このうち、規制緩和を行うと、ア krediteーションの厳格性が強化できるとされている点は目を惹く。

これは、規制に基づく評価では、ア krediteーション団体が真に必要と考える評価ができないことを意味している。筆者はこれまで20以上の大学のインタビュー調査を行ってきたが、いわゆる大学ランキング上位校や歴史と伝統を持つ有名大学ほどア krediteーションに関心を持たない傾向にある。奨学金との関係があるため受けないわけには行かないが、ア krediteーションプロセスを税金を払っているようなものと言い切る大学もあった。現在、ア krediteーション団体は法律、規則等を合わせると200以上の要件をクリアしていないと連邦政府から承認されないし、その審査は5年ごとに行われる。政府の承認プロセスが特に厳しくなったのは2008年の高等教育法改正後だ。

次に、規制緩和の具体的な提案をみると、CHEAの目指している方向性がある程度見えてくる。

#### 提案1：連邦規則の緩和

1. ア krediteーション団体の承認における、経験の範囲に関する要件の再検討。
2. 分校の設立を含め、教育機関またはプログラムの「大幅な変更」に該当する事項の範囲縮小
3. 単位時間の定義の削除
4. ア krediteーション団体の評価対象機関に対する機密保持要件の廃止。

#### 提案2：準則の緩和

1. 共通の定義と用語に関する要件の削除。
2. ア krediteーション機関による評価結果の決定及び結果通知を送付する際の連邦教育省の最終監督の廃止。
3. 差別化評価 (Differentiated review)<sup>9</sup> に対する連邦教育省の監督の廃止。

#### 提案3：連邦法の緩和

1. 法解釈のルールの維持。過去に議会に提出された法案のように規制をさらに拡大することに反対する<sup>10</sup>。
2. 代替委員会 (構成と運営は検討) の創設も視野に入れた、大学の質と健全性に関する国家諮問委員会 (NACIQI)<sup>11</sup> の役割の再考。
3. 規則制定・改正の際の協議プロセスがバラ

スの取れた透明性のあるものであることの保証。

4. 高等教育関係者およびアクレディテーション団体に対して、通知文書で協議を求め、連邦政府のアクレディテーションへの監督における役割を明確にすること。

さらに、これらの3つのレベルでの規制緩和が実現したら期待できることが相当のスペースを使って書かれている。これらを要約すれば、①連邦政府は、アカウントビリティを重視するあまり、大学を標準化しようとしており、高等教育機関の多様性が損なわれること、②連邦政府による規制が大学とアクレディテーション団体の革新に対する意欲を削いでいることなどである。これに対して、③規制が緩和されれば、アクレディテーション団体は、承認取り消しに対する不安がなくなり、教育と学習に対する革新的なアプローチを取り入れようとしている教育機関やプログラムに大きな柔軟性を提供でき、連邦政府による規制がなくてもアクレディテーション団体は十分な説明責任を果たすことができるとしている。

CHEA が高等教育法の改正をアクレディテーションに関する規制緩和の好機ととらえているねらいがよく分かる。

実際に、PROSPER 法案は、アクレディテーション団体の承認プロセスにおける連邦政府の役割を限定して承認要件を緩和すること、単位時間の定義の廃止など、CHEA の方針の多くが取り入れられているように見える。

#### 4 アクレディテーションの今後の方向性

CHEA は、PROSPER 法案が提出された後、同法案のアクレディテーションに関わるポイントについて複数の文書をウェブページで公表している。既に紹介したものもあるが、これらよると、法案の要求は、

- 1) 現在の連邦政府がアクレディテーション団体に対して求めている10項目のアクレディテーション基準を廃止し、「学生の学習と教育成果」という単一の基準とすること。
- 2) 教育機関およびプログラムに差別化評価を導入

し、過去の実績に基づいて評価の範囲と重視するポイントを変えること。

- 3) 少なくとも1人のメンバーがビジネスの出身であることを義務づけることによってアクレディテーションの意思決定組織の構成をさらに管理すること。
  - 4) アクレディテーション団体は、コンピテンシーに基づく評価を実施する能力のあることを証明すること。
  - 5) 認定機関が基準に達しない教育機関およびプログラムを特定し、監視すること。
  - 6) 「宗教的使命」の定義を調整し、評価基準を適用する際にはこの使命を完全に理解すること。
  - 7) イノベーションを促進するために認定要件の免除を可能にすること。
- 等である。

「1 PROSPER 法案」で確認した点と考え合わせると、今後のアクレディテーションに影響を与える主な要素は、以下のようになる。

##### 1 規制緩和

- ・連邦奨学金の受給資格は、これまで通りアクレディテーション団体の認定が基礎となるものの、アクレディテーションプロセスに関する規則等を大幅に削減する。
- ・連邦政府によるアクレディテーション団体の承認プロセスも簡素化する。
- ・アクレディテーション団体に一律に評価することを求める基準は、学習成果、教育成果のみとする。

##### 2 イノベーションの促進

- ・規制緩和により、アクレディテーション団体は、評価対象である教育機関やプログラムに対して、一律の基準で評価するのではなく、大学のイノベーションを促進させるために、その大学に応じた異なる評価である差別化評価を行う。
- ・差別化評価においては、大学をそのパフォーマンスで厳格に評価する。

##### 3 連邦奨学金の受給対象の拡大

- ・新しいタイプの教育提供者を対象とする。学位

プログラム以外も対象とする。

現行法と PROSPER 法案の考え方の大きな違いとして、現行法が、経済的な理由で大学進学が困難な学生への支援を重視している点がある。そのため、規則の厳格化（支給対象者の適切な選定）、支給方法の複雑化（複数機会の提供）をもたらした。

これに対して、法案は、学習成果という結果を重視し、これまでより奨学金の受給対象を拡大しようとしている。その一方で、奨学金制度を簡素化し、その結果、今までより支給額が減少する者が出てくるのが予想されている。これまで支給対象としてこなかった教育機関も対象となりそうだ。

規制緩和は好ましいことと思われるが、果たして学習成果だけを中心にした評価で大学の質を図ってよいのだろうか。以前、インタビュー調査を行った大学の IR 担当者から、大学のレベルが高く、もともと優秀な学生が入学してくる場合、学生の伸びは大きくないと聞いたことがある。過度に学習成果を重視すると、これを客観的数値で示そうとして問題が生じてくることも予想できる。

イノベーションの促進については、評価基準をどのように設定するのが重要であり、大学ごとにきめ細やかに見ていくことができるものである必要がある。これまで一律お仕着せの評価だったために見逃さなかった重要な問題を見落とすということが起きないか、といった懸念もなくはないが、かねてから、水準の高いといわれる大学からは、最低基準の確認に終始して、優れた点を高く評価してくれない評価には不満があったので、アクレディテーションの今までの方式は見直す時期に来ているのは確かである。

## おわりに

2018年2月には、民主党上院議員が党員集会において高等教育法の改正原則を公表した<sup>12</sup>。原則とは①手ごろな価格、②説明責任、③アクセス、④学生の権利と安全の保護である。民主党は、近年、学生の高等教育へのアクセスのしやすさのために、affordability にこだわってきたが、この点をのぞけば、PROSPER 法案に同調している。

まだ法案に決着を見ない段階での紹介であるため、分析も深くはできていないが、CHEA の主張と PROSPER 法案は似ているように見えるが重点の置き方は異なることを指摘しておきたい。

一番の違いは、規制緩和の意味するところである。法案の規制緩和は、評価を学習成果に集中させること、受給対象となる教育機関の範囲を拡大させること、奨学金の支給原理を単純化する代わり、上限額が低くなることなど、経済優先の政策であることは明らかである。これに対し、CHEA は、奨学金の配分方法に関しては一切意見を言っていない。アクレディテーションと奨学金との連動は、政府が勝手に始めたことであり、アクレディテーション団体として望んだものではないからだ。規制緩和は、高等教育機関の質の向上と新しい教育を生み出していくために必要だと主張している。この CHEA のいう規制緩和によって、パフォーマンスを中心とした厳格な評価を教育機関に応じて実施するという考え方は、大変示唆に富むものとなっている。

日本では、2018年現在、中央教育審議会において2040年までを見通した将来構想について検討が行われており、高等教育の質の保証も重要なテーマとなっている。日米の大きな違いは、認証評価の結果が、アメリカの奨学金制度のような極めて現実的・具体的なメリットをもたらすものではないということである。しかし、国公立大学の運営費交付金、私立大学の助成金、各種の競争的資金など、政府の政策や方針を取り入れないと公的資金の獲得に影響が及ぶ。確かに競争的資金の獲得が大学のイノベーションを生むことも少なくないと思われるが、大学はそうした資金獲得のために相当に疲弊している。

こういう状況にあって、日本でも大学の負担を考慮して評価の簡略化・簡素化の検討が始まっている。確かにこれだけ「他律的」な改革に忙殺される中で、それらの改革の検証をも含めた質保証に取り組む負担は大きいだろう。しかし、内部質保証がどういう考え方に基づくものなのか、大学に理解され定着する前に簡素化が始まるとすれば、相当な注意が必要である。内部質保証への取り組みがうまく行っているように見え

る大学のモデルをそのまま真似るのではなく、それぞれの大学にあった方法を模索しなければならない。日本では、海外から導入されるシステムが、日本的文脈の中で厳格化されて運用されることが多いように思われる。その目的よりも方法に原則ができ、その原則を守ること自体が目的化されることのないようにしなければならない。CHEAのような組織のない日本では、大学と認証評価機関の両者が日本型の質保証のあり方をともに考えていくことが重要と考える。

### 【参考文献】

- ・森 利枝「単位制度から見る教授学習・カリキュラム（＜第17回大学教育研究フォーラム シンポジウム＞報告1「単位制度の基盤と今日的課題：時間と成果」）」京都大学高等教育研究（2011）、17：140-149  
[https://repository.kulib.kyoto-u.ac.jp/dspace/bitstream/2433/152460/1/15\\_mori.pdf](https://repository.kulib.kyoto-u.ac.jp/dspace/bitstream/2433/152460/1/15_mori.pdf)（2018.06.10 閲覧）
- ・CHEA “POSITION PAPER REGULATORY RELIEF FOR ACCREDITATION APRIL 2017”  
<https://www.chea.org/userfiles/Occasional%20Papers/Regulatory-Relief.pdf>（2018.05.25閲覧）
- ・CHEA “U. S. Department of Education holds public hearings on regulatory rollback, CHEA provides comments on USDE regulatory reform agenda” Feral Updates 61, 2017.10.12（2018.05.25閲覧）
- ・CHEA “Higher Education Act Reauthorization Bill Introduced in U. S. House of Representatives” Feral Updates 62, 2017.12.6（2018.05.25閲覧）
- ・“House GOP to Propose Sweeping Changes to Higher Education” Wall Street Journal 2017.11.29  
<https://www.wsj.com/articles/house-gop-to-propose-sweeping-changes-to-higher-education-1511956800>（2018.05.25閲覧）

### 【注】

- 1 “Virginia Foxx Is House GOP’s Choice to Lead Education Committee” The Chronicle of Higher Education, 2016.12.2. (<https://www.chronicle.com/blogs/ticker/virginia-foxx-is-house-gops-choice-to-lead-education-committee/115890>（2018.5.25閲覧））
- 2 “CHEA Almanac Online”によれば、機関別アクレディテーション団体18団体中、CHEAと連邦政府の承認を受けている数は、それぞれ12、18、プログラムアクレディテーション団体は67団体中、48、34となっており、民間のCHEAの承認の定着度がわかる。（<https://www.chea.org/chea-almanac-online#figure1-1>（2018.05.10閲覧））
- 3 “Committee on Education and the Workforce ” PROSPER Act-Bill Summary” ([https://edworkforce.house.gov/uploadedfiles/the\\_prosper\\_act\\_-\\_short\\_summary\\_-\\_12.5.pdf](https://edworkforce.house.gov/uploadedfiles/the_prosper_act_-_short_summary_-_12.5.pdf)（2018.5.27 閲覧））
- 4 “House GOP to Propose Sweeping Changes to Higher Education” Wall Street Journal 2017.11.29 (<https://www.wsj.com/articles/house-gop-to-propose-sweeping-changes-to-higher-education-1511956800>（2018.5.27閲覧））
- 5 2つの規則は2010年10月に、悪質な教育提供者から学生を守るために制定された。当事の連邦教育省のホームページによれば、営利目的の教育機関の学生は、すべての高等教育機関の学生の11%、すべての学生ローンの26%、そしてすべてのローン返済不履行者の43%を占めており、その返済額の中央地は14,000ドルである。コミュニティカレッジの学生の大部分は貸付を受けていない。営利目的の教育機関の4分の1以上が、収入の80%を納税者から拠出された連邦学生援助金から得ている。（<https://www.ed.gov/news/press-releases/department-education-establishes-new-student-aid-rules-protect-borrowers-and-tax>（2018.5.27閲覧））この数字からすると、規則を廃止する理由はないように見えるが、トランプ政権は営利目的の教育機関を優遇する方針をとろうとしていることがよくわかる。

- 6 単位時間の定義は、2011年7月に連邦規則に規定された (34 CFR Parts 600)。これによれば、単位時間は、設定された学習成果で表される学習の量であり、学生の到達度の証拠によって確認されるとしつつ、最低でも教室または教員による直接指導の1時間と、セメスターまたはトリメスターの1学期間およそ15週、クォーターで10~12週、毎週最低2時間の教室外学習を基本としている。なお、この規定には例外もあり、かなり複雑な規則となっている。  
<https://www.gpo.gov/fdsys/pkg/CFR-2017-title34-vol3/xml/CFR-2017-title34-vol3-part600.xml#seqnum600.2> (2018.6.5閲覧)
- なお、この定義は、連邦政府の学生援助プログラムに参加しない場合は、適用されない。
- 7 “New Higher Education Bill Rolls Back Obama-Era Safeguards” New York Times 2017.12.12 (<https://www.nytimes.com/2017/12/12/us/politics/house-republican-higher-education-bill-obama.html>) (2018.5.27閲覧)
- 8 CHEA “Position Paper Regulatory Relief for Accreditation April 2017” (<https://www.chea.org/userfiles/Occasional%20Papers/Regulatory-Relief.pdf>) (2018.5.29閲覧)
- 9 差別化評価がどのア krediteーション団体で行われているか把握していないため、ここでどのような定義で使用されているかは明らかではないが、たとえば、アメリカ教育協議会 (American Council on Education) は、“Assuring Academic Quality in the 21st Century: Self-Regulation in a New Era” (<http://www.acenet.edu/news-room/Documents/Accreditation-TaskForce-revised-070512.pdf>) で、歴史と実績のある大学に対して、学生の学習と成果の証拠、教育機関の財政状態、卒業/維持率などの
- 不十分な指標を用いて、経営の苦しい大学など一律に評価すべきではない。大学の質とパフォーマンスを評価できる新しい評価システムを開発すべきとしている。また、連邦教育省は、大学とその成果についてのビジョンを課すべきではなく、認定機関もそれを認めるべきではないとしている。
- 10 上院で、学生の学習成果を高め、ローンの返済額を減らすために、機能していないア krediteーションシステムのリフォームとアカウンタビリティの強化、納税者の保護を目的に法案が提出されたことを指す。([https://www.warren.senate.gov/files/documents/AREAA\\_one-pager.pdf](https://www.warren.senate.gov/files/documents/AREAA_one-pager.pdf)) (2018.5.29閲覧)
- 11 NACIQI (National Advisory Committee on Institutional Quality and Integrity) は、2008年の高等教育機会法によって設置された委員会、2010年に再構成されて、現在の活動を行っている。ア krediteーションに関わっては、教育長官によるア krediteーション団体の認定プロセスおよび連邦奨学金への教育機関の適格性に関する事項について、公開会議で教育長官に助言を行う。
- NACIQI は、2010年以降ア krediteーション団体の承認に関する勧告を200件以上行っている。ア krediteーション団体は、連邦教育局の担当部局と NACIQI の二重のチェックを受けることになったといえる。
- 12 “Senate Democratic Caucus Higher Education Act Reauthorization Principles” (<https://www.help.senate.gov/imo/media/doc/Senate%20Dem%20HEA%20Principles.pdf#search=%27Senate+Democratic+Caucus+Higher+Education+Act+Reauthorization+Principle%27>) (2018.06.30閲覧)